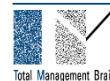


TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年2月3日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 井上 健太郎
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7thイ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

災害等により被災した場合に受けられる税金の優遇

近頃、地震や台風など自然災害が多く発生し、それらによる被害が多く報道されています。これらの災害が発生した場合、個人の財産についても大きな損害が生じ、火災・地震保険による補償額が十分でなければ経済的な負担が大きく困ってしまいます。そこで今回はそういった自然災害で被害を受けた方々が選択できる2つの税金の優遇制度について紹介します。

まず、一つめは雑損控除です。確定申告をすれば、納税者本人及び本人と生計を一にする親族の保有する生活に通常必要な資産について、災害等（盗難や横領による経済的な損失も含まれます）により受けた損失額を社会保険料や生命保険料、寄附金と同様に一定額まで所得から控除することができます。対象は自宅や家財等の生活に通常必要である資産であるため、保養や娯楽のために利用する別荘や趣味娯楽用品である資産は対象となりません。具体的な控除金額は、下記表にある通りです。

雑損控除には2通りの計算方法があります。一つは損失額から民間保険の保険金を差し引いた差引損失額から所得の10%を引いた金額です。もう一つは災害関連支出から5万円を引いた金額です。この二つのうち、いずれか大きい金額を適用できます。「災害関連支出」とは損壊した自宅の修繕費用や自宅内に流れ込んだゴミや土砂などの撤去費用のことです。なお損失額とは、取得価額がわかる場合は取得価額から時間の経過とともに減価した金額を差し引きその金額に「被害割合」を乗じた金額が損失額となります。例えば、3000万円で購入した自宅の減価額が1000万円だったとすると、時価は2000万円です。自宅が半壊ならその50%で1000万円が損失額となります。取得価額がわからない場合は、総床面積に対する工事費用に「被害割合」を乗じた金額となります。地域別・建物の構造別に1平方メートル当たりの工事費用を国税庁が毎年発表しています。例えば大阪府の木造住宅の1平方メートル当たりの工事費用は15万9千円（令和元年建築分）です。国税庁のホームページに掲載されているので、必要な方は一度ご確認ください。「被害割合」は、各自治体に申請し罹災（りさい）証明書を交付してもらい、自治体が全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない、の4区分で調査、判断します。

二つめは災害減免法です。住宅や家財の損害額（差引損失額）が時価の2分の1を超える場合に使える制度です。雑損控除との大きな違いとして災害減免法は、「被害割合」などによって細かく計算するのではなく、被害を受けた年の所得を基に3段階で、優遇される割合が変わります。具代的には、同表にあるとおりです。なお、所得金額が1000万円を超える場合は受けることが出来ませんのでご注意ください。

また、住民税においては災害減免法の適用を受けることはできませんのでご注意ください。確定申告をし、所得税で雑損控除を受ければ自動的に住民税にも反映されますが、災害減免法を選択されたと、住民税の雑損控除を受けるには別途、申告書の提出が必要となります。

上記の2つの違いとして、災害減免法の税金の優遇はその年限りのみですが、雑損控除の場合はその年の所得で控除しきれない場合、3年にわたって繰越控除が受けられる利点があります。

なお、実際に確定申告書を作成し雑損控除や災害減免法を受けるにあたって必要となる書類として、罹災証明書や火災保険などの保険金受け取り状況が分かる書類、災害関連支出を証明する領収書や契約書などがあります。必要なものをきちんと集めることが重要ですので、税金面で優遇を受けられるようにご準備下さい。

また、2つの規定は納税者の選択となっていますので、どちらかの選択がより有利になるのかを検討することが必要です。ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

| 被災者が受けられる税優遇 | | |
|--------------|---|---|
| | 雑損控除(所得税控除) | 災害減免法(税額控除) |
| 対象資産 | 生活に通常必要な資産 | 住宅または家財 |
| 対象となる損失 | 災害、盗難、横領による損失 | 災害による損害 |
| 税優遇の仕組み | A.差引損失額-所得額の1/10 または | 所得500万円以下 →所得税全額免除 |
| | B.差引損失額のうち災害関連支出-5万円 | 500万超750万以下 →所得税1/2軽減 |
| | ABいずれか多い金額 | 750万円超1000万円以下 →所得税1/4軽減 |
| 特徴 | ・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合、翌年以降3年間繰り越して控除できる | ・損害金額が住宅または家財の1/2以上の場合 ・被災した年の所得が1000万円以下※ |

※合計所得金額が1,000万円超の方は災害減免法を適用することはできません。